

## 徳島県教育委員会規則第十号

徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月七日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を改正する規則  
(徳島県立学校規則の一部改正)

第一条 徳島県立学校規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「当たつて」を「当たつて」に、同条第三項中「生徒等」の下に「(生徒、児童及び幼児をいう。以下同じ。)」を加え、「保護者」の下に「(生徒等に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四項中「第三項」を「前項」に改める。

第八条第四項中「生徒、児童及び幼児(以下「生徒等」という。)」を「生徒等」に改める。

第十三条中「保護者(生徒等に対して親権を行う者をいう。親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。)」を「その生徒又は保護者等(保護者及び成年に達している生徒(独立の生計を営む者を除く。))の修学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)」に改める。

第二十三条の三第五項中「事情の」を「事情が」に改め、同条第九項を削る。

第二十四条中「高等部」の下に「(以下「中学校等」という。)」を加え、「(第二十六条及び第二十八条において「生徒」という。)」を削る。

第二十四条の二第一項中「中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部」を「中学校等」に改める。

第二十五条を次のように改める。

(誓約書)

第二十五条 中学校等へ入学(編入学及び転入学を含む。以下この条において同じ。)を許可された者は、校長の指定する期日までに、保護者等と連署した誓約書(様式第二号)、住民票の抄本その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

2 保護者等の元から通学できない者が前項の規定により誓約書を提出する場合は、保護者等及び身元引受人と連署しなければならない。

3 前項の身元引受人は、独立の生計を営む成年者で、保護者等に代わつて生徒を指導できる者でなければならない。

4 高等学校へ入学を許可された者及び中等教育学校の後期課程へ在籍することとなる者は、校長の指定する期日までに、連帯保証人と連署した授業料等の納付に関する誓約書(様式第二号の二)を校長に提出しなければならない。

5 第一項の規定により誓約書を提出した者は、当該誓約書に係る次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならない。

一 保護者等

二 身元引受人

6 第四項の規定により授業料等の納付に関する誓約書を提出した者は、当該誓約書に係る次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならぬ。

一 連帯保証人

二 授業料等の納付に関する誓約書に定める在学期間

7 第一項の規定により誓約書を提出した者及び第四項の規定により授業料等の納付に関する誓約書を提出した者は、保護者等若しくは身元引受人又は連帯保証人がその住所又は氏名を変更したときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならぬ。

第二十六条を次のように改める。

## 第二十六条 削除

第二十七条第一項中「保護者連署の上」を「保護者等と連署の上、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとすることができる。

第二十七条第三項中「保護者連署の上」を「保護者等と連署の上、」に、「願い出なければ」を「願い出て、当該休学の許可の取消しを受けなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとすることができる。

第二十八条中「生徒」を「中学校等の生徒」に、「保護者連署の上」を「保護者等と連署の上、」に、「願い出なければ」を「願い出て、その許可を受けなければ」に改め、「病気による場合には、医師の診断書を添えなければならない。」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとすることができる。

第二十八条に次の一項を加える。

2 前項の場合においてその事由が病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第三十条第一項中「保護者連署の上」を「保護者等と連署の上、」に、「願い出なければ」を「願い出て、その許可を受けなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとすることができる。

第三十一条第二項中「様式第二号の二の前期課程修了証書」を「前期課程修了証書（様式第二号の三）」に改める。

第三十一条の二第三項中「様式第二号の三の単位認定証明書」を「単位認定証明書（様式第二号の四）」に改める。

第四十一条中「寄宿舎」を「寄宿舎（徳島県立高等学校総合寄宿舎を除く。以下同じ。）」に改め、「又は退舎」及び「（中学校の生徒を除く。）」を削り、「保護者連署の上」を「保護者等と連署の上、」に、「願い出なければ」を「願い出て、その許可

を受けなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとするができる。

第四十一条に次の一項を加える。

2 前項の規定により入舎の許可を受けた者が、寄宿舎を退舎しようとするときは、保護者等と連署の上、その旨を校長に届け出なければならない。ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとすることができる。

様式第二号その一を次のように改め、同様式を様式第二号とする。

誓約書

私は、この度貴校への入学を許可されましたので、貴校の規則を堅く守ることを誓います。

本人（自署）

現住所

氏名

年 月 日生

私は、本人に貴校の規則を堅く守らせるとともに、在学中本人の身上に関する一切の責任を引き受けることを誓います。

保護者等（自署）

現住所

本人との関係

氏名

身元引受人（自署）

現住所

本人との関係

氏名

年 月 日

徳島県立 学校長 殿

注

- 一 保護者等の元から通学できない者にあつては、「身元引受人」についても署名をすること。
- 二 本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、「保護者等」及び「身元引受人」について署名を要しない。

様式第二号その二を削る。

様式第二号の三を様式第二号の四とする。

様式第二号の二を様式第二号の三とし、同様式の前に次の一様式を加える。

授業料等の納付に関する誓約書

本人(自署)

現住所

氏名

私は、本人の在学中(入学(中等教育学校にあつては、後期課程在籍)から年間)に生じた授業料等(徳島県立学校使用料、手数料徴収条例(昭和二十三年徳島県条例第十三号)第三条第一項の規定により本人が負担する授業料及び受講料をいう。)の納付について、本人と連帯して保証することを誓います。

連帯保証人(自署)

現住所

本人との関係

氏名

年 月 日

徳島県立 学校長 殿

注 連帯保証人は保護者等とすること。ただし、本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、この限りでない。

(徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部改正)

**第二条** 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則(昭和四十一年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「日時に」を「日時までに、保護者等(保護者(生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。)及び成年に達している生徒(独立の生計を営む者を除く。))の修学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)」と連署した」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとすることができる。

同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「保護者」を「保護者等」に改め、同条第四号とする。

第六条第一項中「その保護者」を「その保護者等」に改め、同条第三項中「前二項の保護者の住所、氏名等に異動を生じたときは、すみやかに」を「保護者等又は連帯保証人がその住所又は氏名を変更したときは、速やかに、その旨を」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の保護者に変更があつたときは新たに保護者となつた者と連署した誓約書を管理者に提出しなければ」を「保護者等、連帯保証人又は使用料の納付に関する誓約書に定める在寮期間に変更があつたときは、速やかに、その旨を管理者に届け出なければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 寄宿舎に入舎を許可された者は、校長の指定する期日までに、連帯保証人と連署した使用料の納付に関する誓約書(様式第三号の二)を管理者に提出しなければならぬ。

第九条中「ときは、」の下に「保護者等と連署した」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとすることができる。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

寮 入 舎 願

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

出 願 者 現住所

氏名

保護者等 現住所

出願者との関係

氏名

次のとおり 寮に入舎したいので関係書類を添えてお願いします。

1 入舎しようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 在学又は在学しようとする学校，課程，学科，学年・年次

学校 制課程 科第 学年・年次

注

- 1 出願者本人が成年に達し，独立の生計を営んでいる場合は，「保護者等」について記入を要しない。
- 2 学年・年次については，3月においては4月からの新学年・年次を記入する。
- 3 新たに，高等学校に入学しようとする者にあつては第1学年・年次と，中等教育学校の後期課程に在籍することとなる者にあつては第4年次と記入する。



様式第2号（第5条関係）

生徒調書					
入 舎 出 願 者	ふりがな 氏名				生年月日
	現住所				
	学 校	学校	制課程	科第	学年・年次
年3月卒業予定					
卒業中学校等	学校	年3月卒業・前期課程修了			
連 絡 先	氏名	出願者 との関係	電 話 番 号	連絡の優先順位	
				昼間	夜間
			(自宅)		
			(携帯)		
			(職場等)		
			(自宅)		
			(携帯)		
			(職場等)		
			(自宅)		
			(携帯)		
			(職場等)		
	その他参考 となる事項				
<p>上記のとおりです。 年 月 日</p> <p>出願者 氏名 保護者等 現住所 出願者との関係 氏名</p>					

注

- 1 出願者本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、「保護者等」について記入を要しない。
- 2 連絡先に係る連絡の優先順位は、昼間・夜間別に、できるだけ複数記入すること。

様式第3号（第6条関係）

誓 約 書

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

私は、この度 寮に入舎を許可されましたので、舎生心得その他寮の規律を堅く守ることを誓います。

本 人 現住所  
（自署） 氏名

私は、本人が舎生心得その他寮の規律を堅く守り、秩序ある共同生活において親和協調を旨とし、いささかもこれらに違反しないことは勿論、入舎中本人の身上に関する一切の責任を引き受けることを誓います。

保護者等 現住所  
（自署） 本人との関係  
氏名

注 本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、「保護者等」について署名を要しない。

様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第3号の2（第6条関係）

使用料の納付に関する誓約書

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

本人 現住所  
(自署) 氏名

私は、本人の在寮中（入舎から 年間）に生じた使用料（徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例（昭和41年徳島県条例第27号）第8条に規定する額）の納付について、本人と連帯して保証することを誓います。

連帯保証人 現住所  
(自署) 本人との関係  
氏名

注 連帯保証人は保護者等とすること。ただし、本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、この限りでない。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第9条関係）

寮 退 舎 届

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

本 人 現住所

氏名

保護者等 現住所

本人との関係

氏名

次のとおり退舎しますから、お届けします。

1 退舎しようとする年月日

年 月 日

2 退舎しようとする理由

3 退舎後の連絡先

注 本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、「保護者等」について署名を要しない。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。